

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第939号)

平成23年7月14日

横 情 審 答 申 第 939 号

平 成 23 年 7 月 14 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年11月29日市地施第449号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「平成21年5月15日付横浜市規則第59号に関し、西区、港北区、戸塚区の各駐車場
および瀬谷区の駐車場利用料金を確定する機械が導入できないから上記各駐車場を無
料で使用させるというので、上記機械の設備費がいくらなのか、わかる文書・資料の
すべて」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成21年5月15日付横浜市規則第59号に関し、西区、港北区、戸塚区の各駐車場および瀬谷区の駐車場利用料金を確定する機械が導入できないから上記各駐車場を無料で使用させるというので、上記機械の設備費がいくらなのか、わかる文書・資料のすべて」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成21年5月15日付横浜市規則第59号に関し、西区、港北区、戸塚区の各駐車場および瀬谷区の駐車場利用料金を確定する機械が導入できないから上記各駐車場を無料で使用させるというので、上記機械の設備費がいくらなのか、わかる文書・資料のすべて」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年3月8日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 区庁舎駐車場及び市庁舎駐車場については、平成22年2月1日より、西区、港北区、戸塚区及び瀬谷区の4区を除いた14区庁舎駐車場及び市庁舎駐車場について、有料化を実施した。4区の区庁舎駐車場を有料化実施から除いた理由は次のとおりである。

ア 西区については、区庁舎の耐震補強工事を予定しており、区庁舎駐車場においても、工事中は、工事車両を駐車したり重機を入れたりするなど工事エリアの一部になるためである。

イ 港北区については、平成20年度から2箇年で区庁舎の耐震補強工事を実施しており、区庁舎駐車場は工事エリアの一部になっていたためである。

ウ 戸塚区については、戸塚駅西口再開発事業区域に区庁舎の再整備を予定しており、現在の区庁舎駐車場（機械式駐車場）で有料化を実施した場合には、実施可

能期間での収入見込額に比較して、機械式駐車場の操作員や歩行者の安全確保のための整理員の配置など、コスト面での課題が多いためである。

エ 瀬谷区については、現在の敷地内での区庁舎の再整備を予定しており、平成22年度には区庁舎駐車場を閉鎖する予定であったためである。

(2) これらのことから、西区及び港北区については耐震補強工事の終了後に、戸塚区及び瀬谷区については再整備後の新区庁舎駐車場において有料化を実施する方針としていたため、平成22年2月1日から現区庁舎駐車場において有料化を実施する場合の駐車場機器設置費用は試算していなかった。したがって、本件請求の時点で本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全てを開示せよ。
- (2) 「当該開示請求に係る行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため」との根拠規定を適用する理由は、条例第10条第2項を適用する処分理由に瑕疵があり、適切な異議申立てができない。
- (3) 必要に応じて異議申立ての理由を述べる。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

横浜市では、平成21年3月に横浜市庁舎駐車場条例（平成21年3月横浜市条例第16号。以下「駐車場条例」という。）を制定し、瀬谷区庁舎駐車場を除く庁舎駐車場の管理運営に指定管理者制度を導入するとともに、庁舎駐車場を有料化して指定管理者に利用料金を収受させることとした。ただし、西区、港北区及び戸塚区の庁舎駐車場については、平成22年2月1日からの有料化を見送ることとし、横浜市庁舎駐車場条例の一部の施行期日を定める規則（平成21年5月横浜市規則第59号）により、平成22年2月1日からの駐車場条例施行の対象から除かれた。

本件申立文書は、開示請求書の記載から、仮に当該4区の庁舎駐車場について平成22年2月1日から有料化を実施した場合における駐車場設備の設置費用について記録された文書であると解される。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書について、作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成23年4月7日に事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

上記4区については、区庁舎の耐震補強工事や再整備を実施し、又は予定しているところであり、庁舎駐車場の有料化を実施するとすると、遮断機や精算機等の設備を設置するとともに、それを短期間に撤去することとなってしまう、コストとして無駄であることは自明であり、コストを具体的に積み上げる形で検討していないため本件申立文書を作成しなかった。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関の説明によると、上記4区について、平成22年2月1日の時点で駐車場条例施行の対象となる有料化の対象から除いた理由は、西区、港北区及び瀬谷区については区庁舎の耐震補強工事や再整備を当該区役所の敷地内で実施している又は近い将来に予定していたためであり、また、戸塚区については、庁舎の移転を予定していることから、仮に現在の区庁舎に有料駐車場設備を設置しても相当の期間で当該設備を撤去することが明らかであったためとのことである。

そうすると、上記4区において上記事情から駐車場設備の設置費用等のコストを具体的に積み上げることなく、市の内部において有料化の見送りを決定したことについて本件申立文書を作成しなかったという実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、これに反する特段の事情を認めることもできない。

ウ なお、本件処分の非開示決定通知書の理由欄には、単に「当該開示請求に係る行政文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため」とのみ記載されている。実施機関におかれては、今後、行政文書を作成し、又は取得しないため非開示とする場合は、その理由について、合理的な説明を記載するよう努められたい。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年11月29日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年12月3日 (第111回第三部会) 平成22年12月9日 (第176回第一部会) 平成22年12月10日 (第182回第二部会)	・諮問の報告
平成23年3月10日 (第180回第一部会)	・審議
平成23年4月7日 (第182回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年5月12日 (第184回第一部会)	・審議
平成23年5月26日 (第185回第一部会)	・審議
平成23年6月9日 (第186回第一部会)	・審議
平成23年6月23日 (第187回第一部会)	・審議